* * * * * * 禁止事項等 * * * * * *

「市民農園使用のてびき」に記載している禁止事項等に違反した場合は、

市民農園の使用を取消とする場合があります。

【おもな禁止事項等】

- ・市民農園を使用する権利を他人に譲渡、転貸すること
- ・使用承認を受けた方及び,使用申請書の世帯構成欄に記載のある方以外が 使用すること
- ・営利の目的に使用すること
- ・指定する期日までに使用料を納めないこと
- ・無耕作のまま2月以上放置すること
- ・自動車で通園すること
- ・火気の使用, 喫煙, 飲酒
- ・動力機械や騒音を発生させる農機具を使用すること
- ・除草剤を使用すること
- ・指定された区画以外の場所を使用すること
- ・水道、休憩施設等に変更を加えること
- ・使用時間(午前7時から日没まで)以外に作業すること
- ・水道で収穫物の水洗い、長靴の泥落としをすること
- ・ビニール、マルチ資材等を含め、ゴミを放置すること
- ・農薬(殺虫剤、殺菌剤)の使用のルールに反すること
- ・使用終了時に区画をきれいに原状回復しないこと
- ・上記のほか、他の使用者及び近隣住民に迷惑となる行為、管理に支障を及ぼ す行為

【注意事項】

- ・通園中や農園内作業中の事故や怪我については、各自の責任となります
- ・自然災害,病虫害,盗難等による,栽培作物および物損に対して補償することはありません
- ・利用者間のトラブルに対し,調布市及び調布市市民農園管理運営業務受託事 業者は一切関与いたしません

農政課からのお知らせ・連絡事項等は農園内の掲示板に掲示しますので、御確認ください。